

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（沼堰排水路地区農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型））の施行を申請するため、当該土地改良事業計画の概要につき五所川原市長及び鶴田町と協議するので、同条第4項において準用する同法第85条第6項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

この計画の概要に意見がある者は、令和8年4月14日までに意見書を提出することができる。

令和8年3月26日

申請人

住 所 弘前市大字高田1丁目7番地

氏 名 津軽平川土地改良区

理事長 岩渕 琢緒

（ 公 印 省 略 ）

### 記

#### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画概要書

#### 2 縦覧の期間

令和8年3月26日から令和8年4月14日まで

#### 3 縦覧に供する書類及びこの公告文の掲載場所

青森県庁ウェブサイト

([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/kanri\\_01.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/kanri_01.html))

#### 4 意見書の提出方法等

(1) 意見書は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(2) 意見書の提出先

五所川原市農村整備課

郵送の場合 〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1

ファクシミリの場合 0173-35-3617

電子メールの場合 nousonseibi@city.goshogowara.lg.jp

（添付ファイルによる場合は、テキスト形式によること。）

鶴田町建設整備課

郵送の場合 〒038-3595 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

ファクシミリの場合 0173-22-6007

電子メールの場合 chiju@town.tsuruta.lg.jp

（添付ファイルによる場合は、テキスト形式によること。）



- (3) 意見書には、①事業名、②地区名、③意見書の提出者の氏名及び住所（団体の場合は名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）並びに④連絡先（電話番号及びメールアドレス又はそのいずれか）を記載すること。
- (4) 提出のあった意見は、公表する必要があるため留意すること。
- (5) 意見書に使用する言語は、日本語とすること。

# 土地改良事業計画概要書

農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)

県名：青森県  
地区名：沼堰排水路  
所在地：五所川原市、鶴田町  
事業主体：青森県

## 目 次

第1章	目的	-----	1
第1節	目的	-----	1
第2節	地積	-----	1
第2章	地域の所在及び現況	-----	1
第1節	地域の所在及び地形	-----	1
第2節	土質及び土壌	-----	1
第3節	気象	-----	1
第4節	水利状況	-----	2
第5節	道路状況	-----	2
第6節	営農状況	-----	2
第7節	地域環境の概況	-----	2
第3章	基本計画	-----	3
第1節	事業計画の要旨	-----	3
第2節	営農計画及び土地利用計画	-----	3
第3節	用水計画	-----	3
第4節	排水計画	-----	3
第5節	道路計画	-----	3
第6節	農用地造成計画	-----	3
第7節	洪水調節計画	-----	4
第8節	干拓計画	-----	4
第9節	農用地整備計画	-----	4
第10節	老朽ため池改修計画	-----	4
第4章	工事又は管理の要領	-----	4
第1節	主要工事計画	-----	4
第2節	工事の施行方法	-----	4
第3節	工事完了後の施設の管理	-----	4
第5章	換地計画の要領	-----	4
第6章	費用の概算	-----	4
第7章	効用	-----	4
第8章	他の事業との関連	-----	4
第9章	計画概要図	-----	4

# 第1章 目 的

## 第1節 目 的

沼堰排水路地区は、五所川原市の南西部及び鶴田町の北部に位置し、県営平川地区かんがい排水事業により造成（S59～H元）された幹線排水路で、供用開始から30年以上経過しており、軽量鋼矢板の著しい腐食による断面欠損の発生や法面の陥没等が確認されている。また、軽量鋼矢板の断面欠損により、背面土砂が水路内に流出し、水路の排水機能に支障を来たしている。

このことから、本事業により施設を改修することで、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の長寿命化対策を行い、機能回復を図るものである。

## 第2節 地 積

(単位：ha)

市町村名	田	畑	原 野	山 林	その他	計	備考
五所川原市	13.6	-	-	-	-	13.6	
北津軽郡鶴田町	206.4	-	-	-	-	206.4	
計	220.0	-	-	-	-	220.0	

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域の所在及び地形

本地区は、青森県北西部、津軽半島の南部に位置し、一級河川岩木川水系十川と一級河川岩木川水系岩木川に挟まれた低平地で、稲作中心の農業地帯である。地形は、南から北方面へ1/1000未満の傾斜を呈しており、受益地標高は7.5m～8.9mである。

### 第2節 土質及び土壌

本地域の土質・土壌は主に、蓮華田統グライ土壌強粘土構造型、蓮川統強グライ土壌強粘土還元型である。

### 第3節 気 象

#### 1 一般気象

観測所名	五所川原地域 気象観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備 考
観測期間	H27年～R6年	5月～9月	10月～4月		
平均気温(℃)	20.4	5.0	11.4		
降水量	平均(mm)	515	820	1,335	
	基準年(mm)	-	-	-	
降水日数	平均(日)	45	120	165	
	基準年(日)	-	-	-	
根 雪 期 間	12月17日～3月5日			79日間	
無 霜 期 間	5月8日～10月16日			162日間	
最 多 風 向	SE	最大風速 (風向)	16 m/s (WSW)	最多風向発生時期 9月～10月 最大風速発生年月日 平成28年4月17日	

#### 2 特殊気象

観測所名 五所川原地域気象観測所

観測期間	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日
S元年～R6年	156mm	S43.8.11	149mm	R4.8.9	134mm	S56.8.22	120mm	S52.8.5	119mm	S10.8.21
最大連続雨量	374mm	S6.1.1 ～ S6.2.21	367mm	R6.11.26 ～ R6.12.3	326mm	S15.7.3 ～ S15.7.19	315mm	S10.8.21 ～ S10.8.30	290mm	S14.1.1 ～ S14.1.25
最大連続干天日数	44日	S3.7.28 ～ S3.9.9	44日	H1.5.3 ～ H1.6.15	43日	H12.5.15 ～ H12.6.26	41日	S26.7.22 ～ S26.8.31	38日	S2.7.22 ～ S2.8.28

#### 第4節 水利状況

##### 1 用水状況

該当なし

##### 2 排水状況

周辺農地からの排水を旧十川に自然排水している。

##### (1) 改修を要する施設一覧表

項目		施設名 又は箇所数	受益面積 (ha)	構造	規模 (m)	新設年 又は更新年	改修を必要 とする理由	備考
自然	排水路	沼堰 排水路	220.0	軽量 鋼矢板	2,134	S59~H1	老朽化	
	水門							
機械	排水機							
	水門及び排水機							
	排水路及び排水機							
計								

##### (2) 想定被害状況

想定被害面積 (ha)				想定被害額 (千円)						備考
田	畑	その他	計	作物	農地	農業用 施設	公共 施設	家屋 その他	計	
220.0	—	—	220.0	56,948	2,291	2,745	—	—	61,984	

#### 第5節 道路状況

該当なし

#### 第6節 営農状況

本地区の営農は、稲作を主体とした水田農業である。

#### 第7節 地域環境の概況

本地域は青森県北西部、津軽平野のほぼ中央に位置し、西はつがる市と接している。また白神山地に源を発し、津軽平野全般を潤す岩木川が五所川原市の西端、鶴田町の中央部を北流し、十三湖を経て日本海に注いでいる。

岩木川周辺は生態系や親水性に配慮した整備が行われているとともに、ため池などの水辺環境も数多く存在し、人々にうるおいを与えている。

なお、地域内には特に配慮すべき希少な動植物は確認されていない。

### 第3章 基本計画

#### 第1節 事業計画の要旨

##### 1 要 旨

本施設は、造成から30年以上が経過しており、軽量鋼矢板の著しい腐食による断面欠損や背面土砂の吸出し、法面の陥没が発生している状況である。

今後、施設に重大な損壊等が発生した場合、排水機能に支障をきたし、地区内の排水ができず、湛水被害や災害を引き起こすおそれがある。

このことから、本事業により施設を改修することで、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の長寿命化対策を行い、機能回復を図るものである。

##### 2 事業別面積

(単位：ha)

土地利用区分 事業目的	水田	畑						計	備 考
		普通畑	果樹園	牧草地	茶園	その他	小計		
排水改良	220.0	-	-	-	-	-	-	220.0	

#### 第2節 営農計画及び土地利用計画

##### 1 営農計画の概要

本事業の実施により農業用排水路の機能を維持・回復し、農業経営の安定を図る。

##### 2 土地利用区分

(単位：ha)

土地利用区分 区分	水田	畑					小計	原野	山林	その他	計	備 考
		普通畑	牧草畑	果樹園	茶園	その他						
現況	220.0	-	-	-	-	-	220.0	-	-	-	220.0	
計画	220.0	-	-	-	-	-	220.0	-	-	-	220.0	

##### 3 作付計画

田：水 稲 A= 220.0 ha

#### 第3節 用水計画

該当なし

#### 第4節 排水計画

1. 計画基準雨量 55.7mm/day (1/2確率雨量)  
94.5mm/day (1/10確率雨量)
2. 計画排水方式  
排水方式：自然排水
3. 計画排水量 9.531m<sup>3</sup>/s

#### 第5節 道路計画

該当なし

#### 第6節 農用地造成計画

該当なし

第7節 洪水調節計画

該当なし

第8節 干拓計画

該当なし

第9節 農用地整備計画

該当なし

第10節 老朽ため池改修計画

該当なし

第4章 工事又は管理の要領

第1節 主要工事計画

排水路工 L=189.1m (現場打ち水路H2450×B3000)

第2節 工事の施行方法

1 工事は、原則として請負施工で行う。

2 工事着手及び完了の予定時期

令和8年度 着手予定  
令和11年度 完了予定

第3節 工事完了後の施設の管理

この事業で造成された施設は、津軽平川土地改良区が管理する。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業費 380,100 千円 工事費 362,000 千円  
事務的経費 18,100 千円  
(ただし、事業費は物価の変動等により増減の生ずることもある。)

第7章 効 用

(単位：千円)

効果区分	年総効果(便益)額	年増加農業所得額	備 考
作物生産効果	56,948	-	食料の安定供給の確保に関する効果
営農経費節減効果	△ 10,660	-	食料の安定供給の確保に関する効果
維持管理費節減効果	△ 8,079	-	食料の安定供給の確保に関する効果
災害防止効果(農業)	5,036	-	農業の持続的発展に関する効果
国産農産物安定供給効果	11,472	-	その他の効果
計	54,717	-	令和7年度単価

<参考>

総費用 : 555,337 千円  
総便益額 : 1,142,758 千円  
総費用総便益比 : 1,142,758 ÷ 555,337 = 2.05

第8章 他の事業との関連

該当なし

第9章 計画概要図

別紙添付図面のとおり (縮尺：1/50,000)

# 予定管理方法等を記載した書面

農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)

県名：青森県  
地区名：沼堰排水路  
所在地：五所川原市、鶴田町  
事業主体：青森県

県営沼堰排水路地区農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)によって造成された施設の予定管理方法

1 管理者

本事業によって造成される下記の施設は、津軽平川土地改良区が管理する。

2 管理すべき施設の種類

排水路 L=189.1m

3 管理に要する費用の概算及び負担の方法

(1) 概算の費用

45千円/年

(2) 負担の方法

津軽平川土地改良区が負担する。

# 事業費の負担区分の予定及び 地元負担の予定基準を記載した書面

農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)

県名：青森県  
地区名：沼堰排水路  
所在地：五所川原市、鶴田町  
事業主体：青森県

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

1 事業費の負担区分

区 分		事 業 費	負 担 予 定			
			国	県	市町村	受益者
工 事 費	負担予定率 (%)	100.0	55.0	30.0	12.0	3.0
	負担予定額 (千円)	362,000	199,100	108,600	43,440	10,860
事務的経費	負担予定率 (%)	100.0	-	100.0	-	-
	負担予定額 (千円)	18,100	-	18,100	-	-
合 計	負担予定額 (千円)	380,100	199,100	126,700	43,440	10,860

2 地元負担金の負担方法

(1) 市町村負担金の負担方法

市町村負担金は、土地改良法第91条第6項の規定に基づき、五所川原市、鶴田町が負担する。

なお、各市町の負担額は次の受益面積比率によるものとする。

	受益面積 (ha)	面積比率 (%)	地元負担 (%)	負担予定率 (%)	負担予定額 (千円)	備考
五所川原市	13.6	6.18	12.0	0.742	2,686	
鶴田町	206.4	93.82		11.258	40,754	
計	220	100.0000		12.000	43,440	

(2) 受益者分担金の負担方法

受益者負担分については、土地改良法第91条第4項において準用する同法第90条第4項の規定に基づき、全額を津軽平川土地改良区が負担し、同土地改良区は定款に基づき、受益者から徴収する。

# 受益地域を記載した書面

農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型)

県名：青森県  
地区名：沼堰排水路  
所在地：五所川原市、鶴田町  
事業主体：青森県

受益地域を記載した書面

市 町 村	大 字	字	地 域																																																																																																																													
五所川原市	姥 菴	桜 木	281-1	281-3	282-1	282-2	297-1	298-1	465-1	465-2	465-3	466-1	466-2	466-3	467	468	469	470	471	472	473	474	533-2	533-3	534-1	534-3	535-1	536-1	537	538-1	538-2	538-3	539-1	540-1	540-2	540-3	541	542-1	543-1	544-1	544-2	545	546	547-1	547-3	550-1	字計	44	筆																																																																															
												大字計	44	筆																																																																																																																		
	湊	船 越	329-2	335-1	340-1	342-1	344-5	344-2	345-2	345-1	346-1	347-1	351-1	359-2	360	362	367-1	368-1	370-3	370-4	370-1	371-2	372	374	375-1	376-1	377-7	377-4	377-2	377-1	379-1	380-1	381-2	381-5	381-14	字計	33	筆																																																																																										
												大字計	33	筆																																																																																																																		
			五所川原市合計									77	筆																																																																																																																			
鶴 田 町	大 卷	鳥 林	67-1	72-2	177-1	178-1	179-1	180-1	181-1	185-1	186-1	187-1	189-1	190-1	192-1	193-1	194-1	195-1	196-1	198-1	199-1	200-1	200-2	201	202-1	203-1	204-1	204-2	205-1	206-1	207-1	210-1	211-1	215-1	219-1	221-1	222-1	223-1	224-1	字計	37	筆																																																																																						
			柳 葉	207-1	208-1	209-1	210-1	211-1	213	214-1	214-2	215-1	219	220	221	246-1	252-1	253-1	254-1	255-1	256	257-1	258-1	259-1	260-1	262-1	263-1	264-1	266-1	267-1	269-1	272-1	273-1	274-2	275	276	277	278	280-1	281-1	282-1	283-1	284-1	285-1	310	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	331-1	331-2	338-1	339	340-1	341-1	342-1	342-2	343-1	345	346-1	347-1	348-1	349-1	350-1	351-1	352	353	354	355	356	357-1	357-3	358-1	359-1	361-1	367-1	367-2	368-1	368-2	369-1	371-1	372-1	373-1	377	378	379	380	381	382	386	387	388	389	390	391	486-1	522-1	523-1	523-2	524-1	526-1	526-2	527-1	539	540	542	543	545	546	547	548-1	549-1	550	551-1	551-3	552-1	553-1

鶴田町	大	卷	葉	広	37-2	64-1	65-1	82-1	83-1	84	85	86	87
					89	90	91-1	92-1	93-1	94-1	95-1	96-1	97-1
					98	99-1	99-2	100-1	101-1	102-1	102-2	103-1	103-5
					104-1	105	107	108	109	110-1	111-1	112-1	113-1
					114-1	115-1	116-1	117-1	119-1	120-1	121-1	122	123
					124	125	126	127-1	128-1	129	130-1	131-1	133-1
					134	135	136-1	137-1	138-1	139	140-1	141-1	141-4
					142-1	143	144	145	146-1	147-1	177	178	179
					180	181	182	183	184	185	186-1		
											字計	79	筆
大	卷	葉	尾	26-1	28-1	30-1	31	32	33	34-1	34-2	35-1	
				36-1	37-1	38	39	40-1	41-1	42-1	44-1	45-1	
				47-1	48-1	49	50-1	51-1	52-1	53-1	54-1	57-1	
				58-1	59-1	60-1	61-1	61-2	62-1	63-1	64	65-1	
				66-1	67								
										字計	38	筆	
										大字計	279	筆	
強	卷	翁	柳	152-1	153-1	154-1	154-2	155	156-1	156-2	157-1	158-1	
				158-2	158-3	159-1	159-2	159-3	160-1	161-1	162-1	162-2	
				163-1	163-2	163-3	164	165	166	167	168	169	
				170	171	172	173-1	174-1	174-2	175	176	177	
				178-1	178-2	178-3	194-1	194-2	195	196	197	198	
				199-1	199-2	200-1	201-1	202-1	202-3	203-1	204	205	
				206	207	208	209	210	211	212	213-1	215-1	
				215-2	216-1	216-2	216-3	216-4	216-5	217-1	217-3	218-1	
				218-2	218-3	218-4	219-1	220-1	221-1	225-1	225-2	226-1	
				227-1	228-1	229-1	230-1	230-2	230-4	231-1	231-2	232-1	
232-2	233-1	234	235-1	235-2	236-1	237	238-1	243					
244	245	247	248-1	249-1	250	251	252-1	253					
254-1	254-2	255											
						字計	111	筆					
強	卷	翁	柳	102-1	103-1	104-1	105-1	106-1	107-1	108-1	109-1	109-2	
				111-1	112-1	113-1	114-1	115-1	116-1	117	118	119	
				120-1	121-1	122-1	123	124-1	125-1	125-2	126-1	126-3	
				127-1	128-1	129-1	129-2	130-1	131-1	132	133-1	134-1	
				135-1	136-1	137-1	139-1	139-2	140-1	142-1	143-1	144-1	
				145-1	147-1	148-1	148-2	149-1	150-1	151-1	152-1	153-1	
				154-1	155-1	155-3	155-4	155-5	157-1	157-3	157-4	158-1	
				159-1	160-1	160-4	160-5	162-2	162-4	162-5	163-1	163-4	
				165-2	165-3	166-1	167-1	168-1	169-1	170-1	174-1	176-1	
				176-4	176-5	177-1	178-1	179-1	180-1	181-1	182-1	183-1	
184-1	186-1	186-3	186-4	187-1	187-5	187-6	189-1	190-1					
190-2	190-3	191-1	191-2	191-3	192-1	192-2	193-1	193-2					
194	195	196-1	196-4	196-5									
						字計	113	筆					
						大字計	224	筆					

鶴田町	鶴田	一本木	99-1	99-3	153-1	154-1	155-1	155-2	155-3	156-1	156-3
			156-4	157-1	157-3	157-5	158-1	160-1	161-1	162-1	163-1
			164-1	165-1	166-1	167-1	168-1	169-1	170-1	170-3	171-1
		171-3	172-1	172-3	172-4	173-1	176-1	177-1	178-1	178-3	
		178-4	179-1	179-4	179-5	180-1	180-2	181-1	182-1	183-1	
		184-1	185-1	186-1	187-1	188-1	188-2	188-3	188-4	188-5	
		188-6	188-7	188-13	188-14	188-15	188-16	188-17	189-1	189-4	
		190-1	190-3	191-1	192-1	193	194-1	195-1	196-1	197-1	
		199-1	200-1	201-1	202-1	202-3	202-4	203-1	204-1	205-1	
		206	207-1	208-1	209-1	210-1	210-2	211	212	213	
		214	217	218	221	222	223	224	225-1	225-2	
		225-3	226	227	228	229	230	231	232	233	
		234-1	235-1	236-1	237-1	238-1	239-1	240	241-1	242-1	
		243-1	244-1	245	246	247	248	249	250	251	
		252	253	254	255	256-1	257-1	258-1	258-2	259-1	
		260-1	261-1	321-1	322-1	323-1	324-1	325-1	330	331-1	
		332-1	334-1	335	336	337	338	339	340-1	362	
		363									
								字計	154	筆	
		大泉	357	358	359	360	361	362	364	366	367
			368	369	370	371	372	373	374-1	375	376
			383	384	385	386	387	388	389	390	391-1
			391-2	392	393	394	395	396	397	402	403
			404	405	406	407	408	409	410	411-1	411-2
									字計	45	筆
		柳元	142-1	145-1	146-1	148-1	149-1	150-1	151-1	152-1	153-1
			154-1	155-1	157-1	158-1	159-1	159-2	160-1	161-1	161-2
			162-1	163-1	164-1	165-1	166-1	167-1	168-1	169-1	170-1
			171-1	174-1	175-1	176-1	177-1	178-1	179-1	180-1	181-1
			182-1	183-1	184-1	185-1	186-1	187-1	187-3	188-1	189-1
			190-1	191-2	193	194-1	194-2	194-3	195-1	196-1	197-1
			198-1	199-1	200-1	201-1	202	203	204-1	205-1	206-1
			206-2	207-1	208-1	209-1	210-1	211-1	213-1	214-1	214-2
			214-3	215-1	216	219-1	220-1	221-1	222-1	223	224-1
			225-1	226	227	228	255-1	256-1	257	258-1	259-1
			260-1	261-1	262-1	263-1	264-1	265	266	267-1	267-2
			269-1	270-1	270-2	271-1	272-1	273-1	273-2	274-1	275-1
			275-3	275-4	277-1	279-1	280-1	280-2	281-1	288-1	289-1
			291-1	292-1	293-1	293-2					
									字計	121	筆

鶴田町	鶴田	押上	191-1	192	193-1	194-1	194-2	194-3	195-1	196	197
			198	199	200	201	202	203	204	205	206
			207	208-1	209-1	210	211	212	213	214	215
			216	217	224-1	225-1	226-1	227-1	228-1	229-1	230
			231	232	233	234	235-1	236-1	237-1	239-1	241-1
			242-1	243-1	245-1	246-1	247-1	248-1	249	250-1	251-1
			252-1	253-1	254-1	256-1	259-1	260-1	261-1	262-1	263
			264	265-1	265-2	266-1	267	268	269	270-1	271-1
			272-1	273-1	274-1	275	276-1	276-2	277-1	278-1	279-1
			281-1	282	283	284-1	285	286-1	287-1	288-1	294
			295	296-1	297	298-1	299-1	300-1	301-1	302-1	303-1
			304-1	304-2	305-1	305-3	306-1	307-1	308-1	309-1	310-1
			311-1	312-1	312-4	313-1	314-1	315	316-1	316-5	317-1
			317-4	317-5	318-1	318-3	319-1	319-3	320-1	321-1	322-1
322-2	327-1	328-1	329-1	330-1	331-1	332-1	333-1	333-2			
334-1	335-1	336	337-1	338-1	339-1	340-1	341	342-1			
342-2	343	344-1	345-1	346-1							
						字計	149	筆			
		相原	206-4	320-1	321-1	321-2	322-1	324-1	410-1	412	413-1
			413-2	414-1	415-1	416-1	417-1	418-1	418-2	425-1	426-1
			427-1	428-1							
									字計	20	筆
									大字計	489	筆
									鶴田町合計	992	筆
									合計	1,069	筆

県営沼堰排水路地区 土地改良事業計画概要書

図 面 目 録

図面番号	図面の名称	枚数	備 考
1	計画概要図 縮尺:1/50,000	1	
計		1	

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

1 事業費の負担区分

区 分		事 業 費	負 担 予 定			
			国	県	市町村	受益者
工 事 費	負担予定率 (%)	100.0	55.0	30.0	12.0	3.0
	負担予定額 (千円)	362,000	199,100	108,600	43,440	10,860
事務的経費	負担予定率 (%)	100.0	-	100.0	-	-
	負担予定額 (千円)	18,100	-	18,100	-	-
合 計	負担予定額 (千円)	380,100	199,100	126,700	43,440	10,860

2 地元負担金の負担方法

(1) 市町村負担金の負担方法

市町村負担金は、土地改良法第91条第6項の規定に基づき、五所川原市、鶴田町が負担する。

(2) 受益者分担金の負担方法

受益者負担分については、土地改良法第91条第4項において準用する同法第90条第4項の規定に基づき、全額を津軽平川土地改良区が負担し、同土地改良区は定款に基づき、受益者から徴収する。